

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする 使用者賠償責任保険制度のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

保険期間 2022年3月31日 午後4時 ~ 2023年3月31日 午後4時

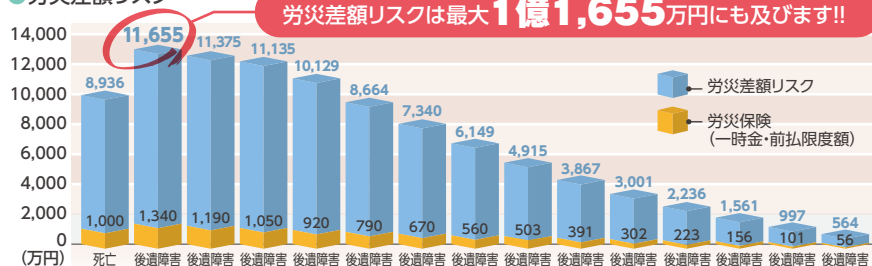
お申込期日 2022年3月10日(木) **中途加入も可能**(毎月10日までの申込で当月月末から補償開始) (翌年2月始期分まで)

重篤な労災事故

● 損害賠償責任額と労災保険給付額(*1)

項目	損害賠償責任額 (目安)	労災保険からの 給付
逸失利益	8,855 万円程度	1,000 万円程度
葬儀代金	150 万円程度	60 万円程度
慰謝料	2,800 万円程度	なし

● 労災差額リスク(*1)



(*1) 被災労働者の年齢35歳(被扶養者2名)年収500万円(給与360万円・賞与140万円)が死亡した場合または後遺障害1級に認定された場合

政府労災は、

- 1 就業していれば得られたはずの利益(逸失利益)は充分補償されず、
- 2 精神的苦痛に対する慰謝料等は補償されません。

例えば、
後遺障害1級
の場合…

逸失利益
約**8,855万円**

+

慰謝料
約**2,800万円**

+

相殺可能額
(*)

➡

約**1億1,655万円**
以上の補償額が必要です!

(*)2 政府労災等から支払われる金額と逸失相殺して控除される金額等

パワハラ防止法(*3)が20年6月より施行され、中小企業でも
「事業者がパワハラに対して雇用管理上必要な防止措置を講じること」が努力義務化されており、
事業主によるパワハラリスク対策の重要性が従来より高まっています。

パワハラ 防止法 等(*3) の内容

「パワハラ」が法律で定義され、セクハラと同様に、事業者が雇用管理上必要な防止措置を講じることが義務化(*4)されました。

- 雇用管理上の措置の内容(例)
- パワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- 相談・苦情への対応体制の整備
- 被害を受けた労働者のケアや再発防止

パワハラに関する紛争が生じた場合、都道府県労働局長に申請することで、調停制度を利用できるようになりました。

- 労働者または事業主からの申し出により、都道府県労働局から紛争解決のための援助を受けることができます。

セクハラ・パワハラ等は行ってはならないものとして、その防止に関する事業者・労働者の責務が明確化されました。また、ハラスメントについて相談した労働者に対して、事業者が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

(*)3 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」のことをいいます。

(*)4 大企業では2020年6月に義務化されました。中小企業では2020年6月に努力義務化されており、2022年4月より義務化されます。

そこで、万が一の労務トラブルに備えて使用者賠償責任保険制度へのご加入をおすすめいたします!

特長 1 従業員の業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!

特長 2 パワハラ・セクハラ等の侵害行為に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償!

特長 3 賠償責任だけでなく、**争訟費用**も補償!

全国社会保険労務士会連合会

東京海上日動火災保険株式会社(引受保険会社)

このご案内は労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)、雇用関連賠償責任担保特約条項付施設賠償責任保険(雇用関連賠償責任保険)、サイバーリスク保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は使用者賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。
全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、(事務幹事代理店)有限会社エス・アール・サービスと(提携募集代理店)東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

使用者賠償責任保険に追加して サイバーリスク保険もご検討ください。

NEW

リモートワーク、取引先とのメールでのやりとり、
ウェブサイトの利用機会などの拡大によりサイバーリスクの恐れが急拡大!

サイバーリスクは「万一」ではありません。
常に被害者・加害者になるおそれにさらされています。事前の備えが重要です。

サイバーリスクの事故例 ①

標的型メールの添付ファイルを開いてしまった結果、顧問先とやりとりしたメール文面を使ってウイルスメールを大量に送り付けてしまった。

サイバーリスクの事故例 ②

他社の情報が掲載されたメールが送られてきたと複数の取引先から連絡があった。調査が必要となったが、フォレンジック費用だけで500万円以上かかった。

サイバーリスク以外の事故例

顧客リストを出張先で置き忘れてしまった。(サイバーリスクでの補償対象に含まれます。)

強固なセキュリティを構築しても、サイバーリスクを完全に排除するのは困難です。
サイバーリスク保険への加入をご検討ください。

動画で知るサイバーリスクの脅威と被害

自社がふみ台になるリスクやEmotetの被害例をご紹介します。ぜひご視聴ください。

<https://tokiocyberport.tokiomarine-nichido.co.jp/cybersecurity/s/CyberAttacks>

(東京海上日動火災保険株式会社提供)



ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同WEBサイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/>

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

〈お問い合わせ先〉

提携募集代理店 (申込手続きご照会・お問い合わせ先)	東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社 (https://www.web-tac.co.jp) 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F 0120-015-466 (受付:平日9:00~17:00) IP電話からは 03-3243-7025 をご利用ください。 FAX 03-3243-7038
事務幹事代理店	有限会社 エス・アール・サービス (http://www.sr-service.jp) 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F TEL 03-6225-4873
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) 広域法人部法人第二課 TEL 03-3515-4153 (受付:平日9:00~17:00)

ご注意ください

※社会保険労務士は本保険の紹介者です(保険業法により、本保険のご説明はできません。)。ご説明をご希望される場合は、必ず代理店または引受保険会社まで直接お問い合わせください。

※建設業・林業等の有期事業、金融業・保険業を営まれる企業・事業主はご加入いただけません。

さらに 会社と従業員を守るため、保険での備えに加えてメンタルヘルス対策等を実施しましょう!

社会保険労務士にご相談ください

例えば「メンタルヘルス不全に対応した就業規則への見直し」など

中小企業も、メンタル不全に関する社内ルールを明確にする必要があります。メンタル不全者が回復するまで休職を認め、復帰後も無理なく働けるよう支援するためにも、予め就業規則を整備しておくことが重要です。専門家である社会保険労務士がお手伝いいたします。

「社会保険労務士」は社会保険労務士法に基づく国家資格者であり、労働、社会保険に関する法律、人事労務管理の専門家です。企業の実業を専門家の目で分析し、きめ細かいコンサルティングを行うことで、企業の発展を促し、活気ある職場づくりを支援します。

保険以外の
メンタルヘルス
対策全般
について、

私たち
社労士が
お手伝い
します

人事労務
コンサルティング
全般